

1 警察法施行令の一部改正 (P1)

サイバー空間の安全確保のための体制強化、検視体制の強化及び暴力団対策を強化するための体制強化を図るため、47都道府県警察の地方警察職員たる警察官の定員を545人増員する。(別表第2)

2 警察庁組織令の一部改正 (P4)

サイバー攻撃に適切に対応するため警備局警備企画課及び公安課の所掌事務を改める。(第37条及び第38条関係)

3 警察法施行規則の一部改正 (P8)

- (1) 総務課に警察行政運営企画室を設置する。(第3条)
- (2) 警備企画課にサイバー攻撃対策官を設置する。(第43条)
- (3) 外事課に外事技術調査室を設置する。(第51条)
- (4) 警察大学校に取調べ技術総合研究・研修センターを設置する。(第79条)

4 警察庁の定員に関する規則の一部改正等 (P28)

平成25年度における新規増員、定員合理化等に伴い、警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員を改正する。これにより、警察庁は7,721人(-15人)、うち内部部局は2,261(+17人)となる。

改正に際し、総務大臣に対し、行政機関職員定員令改正の要請を行う。

5 警察庁の内部組織の細目に関する訓令の一部改正 (P30)

警備課に上席警備指導専門官を設置する。(第20条)

6 警察庁の定員に関する訓令の一部改正 (P31)

4の改正に伴い、内部部局及び各機関別の階級別定員等を変更する。

7 警察教養細則の一部改正 (P34)

3.(4)の改正に伴い、取調べ技術総合研究・研修センターの課程を定める。

8 警察庁文書決裁規程の一部改正 (P35)

2の改正に伴い、警備企画課長の専決事項を変更する。

9 今後の予定

1及び2について

- 閣議 平成25年5月10日(金)〔準備のため〕で付議(予定)
- 公布 平成25年度予算成立の翌日(予定)

すべてについて

- 施行 公布の日

※1から4までは国家公安委員会決裁案件。5から8までは長官決裁案件。

公安委員会

説明資料No. 2

警察庁長官に対する開示請求の決定

について(行政機関情報公開法関係)

平成25年5月2日

総務課

(略)

1 伝達式の日時、場所、伝達式出席予定者

- ・ 平成25年5月10日(金) 10時10分から11時00分まで
- ・ グランドアーク半蔵門
- ・ 出席予定者 176名 (受章者95名、配偶者81名)

2 勲章受章状況

(1) 受章者 1,951名

(2) 内訳

○ 元警察職員 1,938名

○ 民間 13名

県公安委員会委員長4名、交通安全協会役員3名、防犯協会役員1名

警備業協会役員1名、警察嘱託医4名

○ 勲等別 ※()内は危険業務従事者叙勲

瑞宝重光章 1名

瑞宝中綬章 5名

旭日小綬章 2名

瑞宝小綬章 58名

旭日双光章 7名

瑞宝双光章 1,143名 (1,134名)

瑞宝単光章 735名 (720名)

(3) 受章者平均年齢 (元警察職員)

○ 全体 71.2歳

春秋叙勲 78.1歳

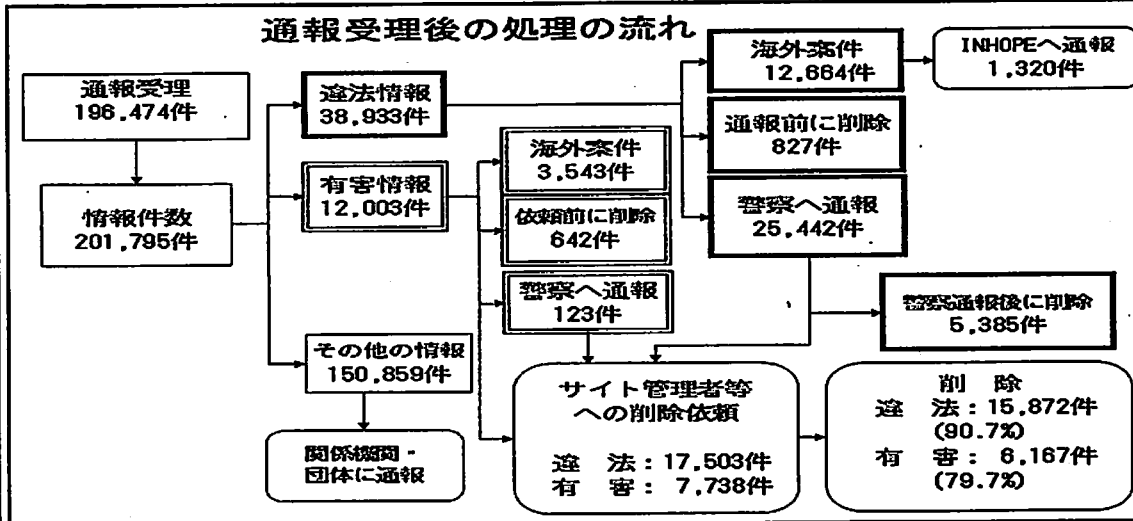
危険業務従事者叙勲 70.9歳

1 運用状況

(1) 通報受理状況

- センターが受理した通報件数は196,474件(前年比+20,220件)、情報件数は201,795件(+19,038件)で、いずれも過去最高。
- 警察への通報件数は25,565件(+1,701件)。
- 違法情報は38,933件(+2,360件)、有害情報は12,003件(+7,176件)、その他の情報は150,859件(+9,502件)。

1 頁
2 頁



※ 1件の通報に、複数の違法情報、有害情報が含まれている場合があり、通報受理件数と情報件数は一致しない。

※ INHOPEとは、国際的なホットライン相互間の連絡組織で、1999年に設立。2013年3月末時点で43団体(37の国・地域)が加盟。通報受理件数のうち1,826件は、INHOPE加盟団体からの通報。

(2) 通報処理状況

センターからサイト管理者等への削除依頼については、依頼した違法情報17,503件のうち15,872件(90.7%、前年比+26.8P)が削除、依頼した有害情報7,738件のうち6,167件(79.7%、+30.7P)が削除。

2 頁

2 センターからの通報に基づく検挙状況

- (1) センターから通報を受けた違法情報に係る検挙件数は、「全国協働捜査方式」の定着化等により、3,303件(前年比+1,704件)で過去最高。
- (2) 平成24年4月から捜査対象に加えた有害情報に係る検挙件数は、7件。

3 頁

3 今後の対策

- (1) 引き続きセンター業務の効率化を図るとともに、関係機関・団体等との連携により、インターネット上の環境浄化に資する違法・有害情報対策を強力に推進。
- (2) 取締り結果に関する広報啓発活動を積極的かつ効果的に推進するとともに、「全国協働捜査方式」による違法・有害情報の取締りを継続して推進。

1 経緯

- ・ 在アルジェリア邦人に対するテロ事件の発生を受け、当該事件の対応に関する検証を行うため、官房長官の主導の下、政府において検証委員会を開催。2月28日、同委員会において検証報告書を取りまとめた。
- ・ 同報告書を踏まえ、3月1日以降、「在留邦人・企業の保護の在り方に関する有識者懇談会」（座長：宮家邦彦立命館大学客員教授）において、在外邦人や日本企業の保護に関して幅広く議論。
- ・ 4月26日、第5回会合において、宮家座長が、官房長官に対して有識者懇談会報告書（別添）を手交。

2 報告書の主な内容（警察庁関係）

- | | |
|--|-----|
| (1) 国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）の強化
「今回のような小規模公館に対しては、 <u>検証報告書にあるようなTRT-2や緊急展開チームの派遣を含む大規模かつ緊急の応援・支援が不可欠であろう。今後はこの種の大規模支援投入を円滑に行うための様々なロジ体制の整備が必要である。</u> 」 | 2頁 |
| (2) 情報収集・分析
「 <u>検証報告書では情報収集・分析について様々な困難があったとされているが、最大の問題は十分な分析能力を持つ専門家の圧倒的な不足である。</u> 」 | 6頁 |
| (3) 「官民合同海外安全セミナー・演習」の立ち上げ
「 <u>既存の関係団体・組織などを活用し、官民が参加するセミナー・演習を実施する。</u> 」 | 8頁 |
| (4) 在外公館警備対策の拡充
「 <u>緊急時における邦人避難の最後の手段であり、平時からの情報収集と安全対策支援の砦でもある在外公館の警備対策を強化し、在外公館の活動を一層拡充すべきである。</u> 」 | 9頁 |
| (5) 被害者に対する救済
「 <u>政府は貿易保険の適用、<u>犯罪被害給付制度及び労災保険制度の適用範囲の拡大</u>、<u>海外安全対策費用の損金算入等を検討すべきである。</u>」</u> | 10頁 |

3 警察における取組

今回提出された有識者懇談会報告書に加え、政府の検証報告書や与党PTの提言も踏まえ、平素からの情報収集・分析体制の強化、TRT-2派遣体制の拡充、海外進出企業等への情報提供の充実等を推進中。

4 その他

本報告書に添付されている一般財団法人エンジニアリング協会の提言は、4月2日、国家公安委員会及び警察庁長官に対しても提出。

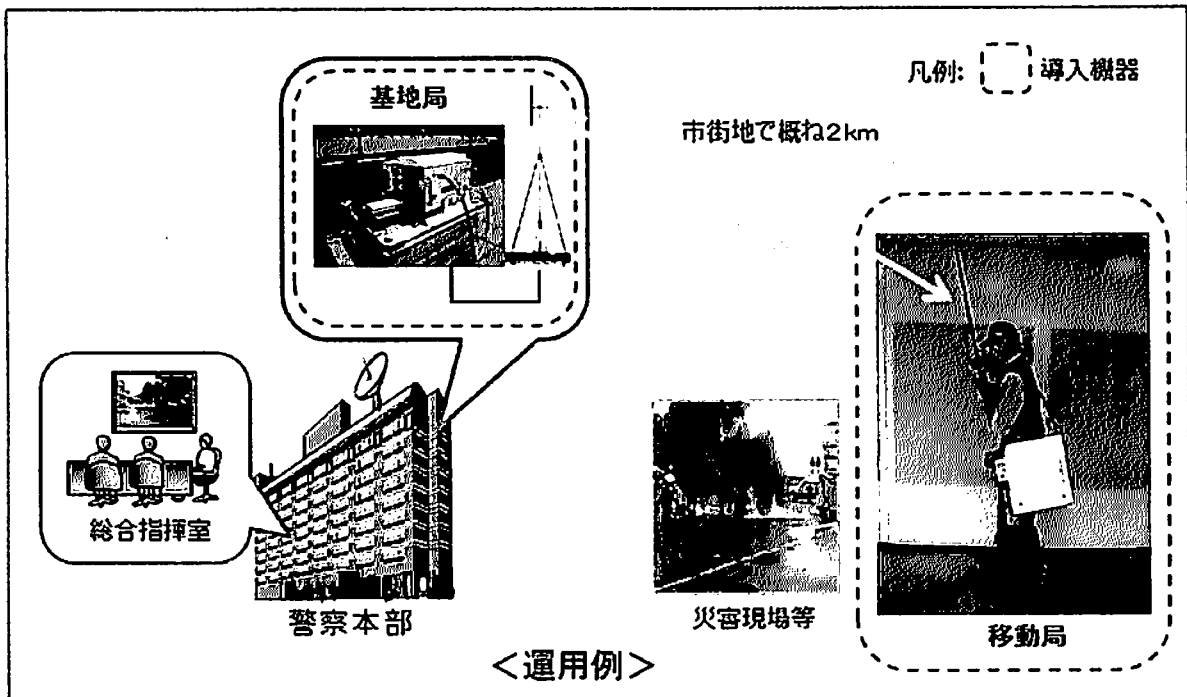
1 概要

警察庁では、国内で初めて、災害時等において、映像を無線伝送できる公共ブロードバンド移動通信システム[※]を導入し、4月から運用を開始

注) 平成23年7月の地上アナログTV放送の終了に伴い空いた周波数の一部(200MHz帯)を活用した無線システムで、国、都道府県等の公共機関の利用を想定したもの

2 特徴

「見通し外(移動中)」でも「ハイビジョン映像」の無線伝送が可能



注) 現場が警察本部から離れている場合には、衛星通信車等を組み合わせて運用

3 整備箇所等

管区警察局及び警察情報通信部に計10式(基地局及び移動局)

注) 関東管区警察局は2式、その他の所属は1式

4 今後の予定

機動警察通信隊活動において、訓練も重ねながら、有効活用を図る予定